

岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則

(総則)

第一条 県は、県内で医師が特に不足している診療科及び県内で特に需要が増大している総合診療科に係る地域医療の確保を図るため、大学において医学を履修する課程に在学する者であって、将来県内の医療機関の特定の診療科において業務に従事することにより地域医療に貢献する意思のあるものに対して修学資金を貸し付けるものとし、その貸付けに関しては、この規則の定めるところによる。

(用語の定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定診療科 外科、小児科、産婦人科、救急科、麻酔科及び総合診療科をいう。
- 二 大学 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。
- 三 医療機関 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五に規定する病院又は診療所をいう。
- 四 業務 医療法第三十条の四第二項第五号イからトまでに掲げる医療に係る業務のうち、医師として行うものをいう。
- 五 臨床研修 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修をいう。
- 六 専門研修 医師法第十六条の十第一項に規定する団体が実施する医師の研修のうち、一般社団法人日本専門医機構による認定を受けたものをいう。
- 七 専門研修プログラム 一般社団法人日本専門医機構による認定を受けた整備基準に則って基幹施設が作成した専門研修に係るプログラムをいう。
- 八 基幹施設 専門研修プログラムを作成及び管理し、当該プログラムに参加する医師、連携する施設及び関連する施設を統括する施設をいう。
- 九 業務従事期間 修学資金の返還債務の全部を免除するものとされる要件である業務に従事した期間をいう。

(貸付けの対象者等)

第三条 修学資金の貸付けの対象者は、大学（自治医科大学を除く。）の医学を履修する課程の第四学年から第六学年までに在学する者であって、大学卒業後の一定期間、県内に所在する基幹施設の特定診療科に係る専門研修プログラムに参加し、県内の医療機関において特定診療科に係る業務に従事する意思のあるものとする。ただし、修学に関し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受けている者及び岐阜県医学生修学資金貸付規則（平成二十年岐阜県規則第二十六号）による修学資金の貸付けを受けている者は、貸付けの対象者としない。

2 修学資金の貸付けを受ける者の数は、毎年度予算の範囲内で知事が決定する。

(修学資金の貸付額及び貸付期間)

第四条 修学資金の貸付額は、月額十万円とする。

2 修学資金を貸し付ける期間は、三年を超えることができない。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。

(貸付けの申請)

第五条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、修学資金貸付申請書（別記第一号様式）に、次に掲げる書面を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 履歴書
- 二 大学の在学証明書
- 三 戸籍抄本
- 四 在学する大学の長又は学部長の推薦調書
- 五 大学の成績証明書

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書面

(貸付けの決定)

第六条 知事は、前条の規定により修学資金貸付申請書の提出があったときは、書面審査及び面接審査を行い、その結果を文書により貸付申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、修学資金貸付決定通知書（別記第二号様式）又は修学資金貸付不承認決定通知書（別記第三号様式）によるものとする。

3 前項の規定により修学資金貸付決定通知書の交付を受けた者（以下「修学生」という。）は、当該通知書を受け取った日から起算して二十日以内に誓約書（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第七条 修学生は、連帯保証人（以下「保証人」という。）二人を立てなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認める場合は、一人の保証人を立てれば足りる。

(修学資金の交付)

第八条 第四条第一項に規定する修学資金は、三月分を併せて交付するものとし、交付する時期については、別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特別の事情があると認めるときは、別の方法により交付することができる。

(借用証書)

第九条 修学生は、修学資金の貸付けを受けた後、直ちに修学資金借用証書（別記第五号様式）を知事に提出しなければならない。

(届出義務)

第十条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書（別記第六号様式）にその事実を証する書面を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

一 氏名又は住所を変更したとき。

二 退学しようとするとき。

三 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

四 休学し、又は停学の処分を受けたとき。

五 復学したとき。

六 保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は保証人が死亡し、破産手続開始の決定を受け、その他保証人として適当でなくなったとき。

七 修学に関し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受けたとき。

八 修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき。

2 修学資金の貸付けを受け終わった者（以下「借受人」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、届出書（別記第六号様式）にその事実を証する書面を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。ただし、修学資金の返還債務が消滅したときは、この限りでない。

一 前項第一号又は第六号に該当するとき。

二 大学を卒業したとき。

三 医師の免許を取得したとき。

四 医師の免許を取得した後、県内の医療機関で臨床研修を開始し、休止し、再開し、又は修了したとき。

五 臨床研修修了後、業務を開始し、休止し、再開し、又は業務に従事しなくなったとき。

六 業務に従事する医療機関を変更したとき。

七 学校教育法第九十七条の大学院（以下「大学院」という。）の医学を履修する課程に入学し、又は修了したとき。

八 専門研修を開始し、中断し、再開し、辞退し、又は修了したとき。

- 九 参加する専門研修プログラムを変更しようとするとき。ただし、第十四条第五項の規定により知事の承認を得た場合を除く。
- 十 専門研修に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- 十一 専門医の認定を受けたとき。
- 3 借受人は、臨床研修及び業務に従事している間は、毎年四月三十日までに業務等状況報告書（別記第七号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、修学資金の返還債務が消滅したときは、この限りでない。
- 4 修学生又は借受人が死亡したときは、保証人は、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

（保証人の変更）

第十一条 修学生及び借受人は、保証人が死亡し、破産手続開始の決定を受け、その他保証人として適当でなくなったときは、速やかに代替りの保証人を立てなければならない。

（貸付けの決定の取消し等）

第十二条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。

- 一 大学を退学したとき。
 - 二 心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
 - 三 学業成績又は素行が著しく不良と認められるとき。
 - 四 修学に関し、他の同種の資金の貸付け又は支給を受けたとき。
 - 五 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
 - 六 死亡したとき。
 - 七 県内で特定診療科に係る専門研修プログラムを受ける見込みがなくなったと認められるとき。
 - 八 前各号に掲げるほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。
- 2 修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学した日又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に交付した修学資金があるときは、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。

（修学資金の返還）

第十三条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して一月以内に、交付を受けたそれぞれの修学資金の額に、交付を受けたそれぞれの日の翌日から起算して当該各号に規定する事由が生じた日までの期間（次条第三項又は第四項の規定により業務従事期間に算入しない期間を除く。）の日数に応じ年十パーセントの割合で計算した利息の額（一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加えた額の総額（百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を一括して返還しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して修学資金の貸付けを受けた期間の二分の一に相当する期間（第二十二条第一項の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に一括して、又は分割して返還することができる。

- 一 前条第一項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
 - 二 大学を卒業した月の翌月から起算して二年以内に医師免許を取得できなかったとき。
 - 三 次条第一項の規定による返還債務の当然免除の条件を満たさないこととなったとき。
- 2 借受人は、修学資金を返還しなければならないときは、その事由が生じた日から起算して二十日以内に修学資金返還明細書（別記第八号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 借受人は、前項の規定により提出した修学資金返還明細書の内容に変更を加えようとするときは、その理由を記載した修学資金返還方法変更承認申請書（別記第九号様式）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

(返還債務の当然免除)

第十四条 知事は、借受人が、医師の免許取得後、直ちに臨床研修を県内の医療機関において修了し、引き続き県内に所在する基幹施設の特定診療科に係る専門研修プログラムに参加し、知事が指定する医療機関において当該修学資金の貸付けを受けた期間と同期間（一年に満たない期間があるときはその期間を一年として算定し、当該修学資金の貸付けを受けた期間が二年に満たないときは二年とする。）当該専門研修プログラムと同一の特定診療科に係る業務に従事したときは、当該修学資金の返還債務の全部を免除するものとする。

2 前項に規定する業務に係る業務従事期間の計算は、当該業務従事期間の初日の属する月から当該業務従事期間の末日の属する月までの月数による。ただし、当該業務従事期間の末日の属する月において再び業務に従事することとなったときは、その月を一月として計算するものとする。

3 借受人が、自らの資質向上のため通算して四年を超えない範囲内で次に掲げる勤務等（以下「義務外勤務等」という。）により第一項に規定する業務に従事することができなかった期間がある場合は、当該期間においても同項に規定する業務への従事の継続性が保持されているものとするが、当該期間は業務従事期間に算入しない。

一 第一項に規定する知事が指定する医療機関以外の医療機関で勤務すること。

二 大学院の医学を履修する課程に在学すること。

4 借受人が、疾病、災害、出産その他やむを得ない理由のため業務に従事することができなかった期間がある場合は、当該期間においても第一項に規定する業務への従事の継続性が保持されているものとするが、当該期間は業務従事期間に算入しない。

5 第一項の規定にかかわらず、修学生又は借受人が、知事の承認を得て、参加し、又は参加しようとする専門研修プログラム（県内に所在する基幹施設が実施するものに限る。）及び従事し、又は従事しようとする特定診療科を変更したときは、知事が指定する医療機関において従事する当該変更後の専門研修プログラムと同一の特定診療科に係る業務を、同項に規定する業務とみなして業務従事期間に算入するものとする。

6 第一項の規定にかかわらず、借受人が業務に起因する死亡、疾病その他やむを得ない理由により同項に規定する業務を継続することができなかったときは、当該修学資金の返還債務の全部を免除するものとする。

(義務外勤務等承認の申請)

第十五条 前条第三項の規定により義務外勤務等をしようとする借受人（以下「義務外勤務等申請者」という。）は、あらかじめ義務外勤務等承認申請書（別記第十号様式）に当該義務外勤務等の内容が分かる書面を添えて、知事に提出しなければならない。

(義務外勤務等承認の決定)

第十六条 知事は、前条の規定により義務外勤務等承認申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を文書により義務外勤務等申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、義務外勤務等承認決定通知書（別記第十一号様式）又は義務外勤務等不承認決定通知書（別記第十二号様式）によるものとする。

(特定診療科の変更承認の申請)

第十七条 第十四条第五項の規定により特定診療科の変更をしようとする修学生又は借受人（以下「特定診療科変更申請者」という。）は、あらかじめ特定診療科変更承認申請書（別記第十三号様式）に変更後の勤務の内容が分かる書面を添えて、知事に提出しなければならない。

(特定診療科の変更承認の決定)

第十八条 知事は、前条の規定により特定診療科変更承認申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を文書により特定診療科変更申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、特定診療科変更承認決定通知書（別記第十四号様式）又は特定診療科変更不承認決定通知書（別記第十五号様式）によるものとする。

(返還債務の裁量免除)

第十九条 知事は、第十四条に規定する場合を除くほか、借受人が死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により同条第一項に規定する業務に従事することができなくなったと認められるとき、又は修学資金の返還が困難と認められるときは、当該修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(返還免除の申請)

第二十条 第十四条及び前条の規定により修学資金の返還債務の免除を受けようとする借受人（以下「免除申請者」という。）は、修学資金返還免除申請書（別記第十六号様式）に免除を受ける資格を有することを証する書面を添えて、知事に提出しなければならない。

(返還免除の決定)

第二十一条 知事は、前条の規定により修学資金返還免除申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を文書により免除申請者に通知するものとする。
2 前項の規定による通知は、修学資金返還免除決定通知書（別記第十七号様式）又は修学資金返還免除不承認決定通知書（別記第十八号様式）によるものとする。

(返還の猶予)

第二十二条 知事は、借受人が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。

一 第十二条第一項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消された後も引き続き当該大学に在学しているとき。

二 疾病、災害その他やむを得ない理由により修学資金の返還が困難であると知事が認めるとき。

2 前項の規定により修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者（以下「猶予申請者」という。）は、修学資金返還猶予申請書（別記第十九号様式）に同項各号に掲げる事由を証する書面を添えて、知事に提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第二十三条 知事は、前条第二項の規定により修学資金返還猶予申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を文書により猶予申請者に通知するものとする。
2 前項の規定による通知は、修学資金返還猶予決定通知書（別記第二十号様式）又は修学資金返還猶予不承認決定通知書（別記第二十一号様式）によるものとする。

(延滞利息)

第二十四条 借受人は、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・六パーセントの割合で計算した延滞利息（百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を支払わなければならない。

(雑則)

第二十五条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和八年四月一日岐阜県規則第六十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記
第 1 号様式（第 5 条関係）

修学資金貸付申請書

		新規・継続の別		新・継		
貸付申請額等	岐阜県特定診療科医学生修学資金					
	従事を希望する特定診療科名	外科・小児科・産婦人科 ・救急科・麻酔科・ 総合診療科	貸付申請額	月額 円		
	大学卒業までの貸付期間	年 月から 年 月まで				
	今回申請期間及び申請額	年 月から 年 月まで 円				
本人	ふりがな		大学名等	大学 学科 所属する学年 年		
	氏 名					
	生年月日及び年齢	年 月 日 (満 歳)				
	大学入学 年 月	年 月	卒業予定 年 月	年 月		
	現住所及び 電話番号	〒 () - 携帯電話 - -				
	帰省先住所及び 電話番号	〒 () -				
	高校在学時の 居住市町村名					
	メール アドレス	携帯メール： P C メール：				
添 付 書 類	1 履歴書＊ 2 大学の在学証明書 3 戸籍抄本＊ 4 在学する大学の長又は学部長の推薦調書＊ 5 大学成績証明書 6 その他知事が必要と認めるもの ＊は継続貸付申請時には添付不要					
上記のとおり、岐阜県特定診療科医学生修学資金の貸付けを受けたいので申請します。 年 月 日 申請者氏名 岐阜県知事 様						

従事を希望する特定診療科は該当するもの 1 つを○で囲むこと。

上記の申請者が貸付けを受ける岐阜県特定診療科医学生修学資金の返還債務については、
本人と連帯して履行することを保証します。

なお、破産宣告は受けておりません。

年 月 日

岐阜県知事 様

連 帯 保 証 人	住 所		電話番号 (自宅)	
	氏 名		生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	職 業		本人との 続 柄	
	住 所		電話番号 (自宅)	
	氏 名		生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	職 業		本人との 続 柄	

第2号様式（第6条関係）

修学資金貸付決定通知書		
第 年 月 日 号		
様		
岐阜県知事		印
年 月 日付けで申請のあった岐阜県特定診療科医学生修学資金の貸付けについては、下記のとおり貸付けをすることに決定しましたので、岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第6条第1項の規定により通知します。		
記		
貸 付 決 定 番 号	第 号	
特 定 診 療 科 名		
貸 付 金 額	円	
貸 付 期 間	貸 付 金 額	貸付金の交付時期
年 月 ～ 年 月	円	年 月
年 月 ～ 年 月	円	年 月
年 月 ～ 年 月	円	年 月
年 月 ～ 年 月	円	年 月

備考

修学資金を返還することとなった場合は、年10%の利息が加算されます。

第3号様式（第6条関係）

修学資金貸付不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 印

年 月 日付で申請のあった 岐阜県特定診療科医学生修学資金の貸付けについては、下記の理由により不承認と決定しましたので、岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第6条第1項の規定により通知します。

記

理由

誓 約 書

わたくしは、岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則に定める修学生としての誇りをもって、学業に専念し、品位を高め、その趣旨に沿うよう努力することを誓います。

なお、修学後は、地域医療に貢献するため、県内の医療機関の特定診療科において、医師として従事することを誓います。

年 月 日

貸付決定番号 第 号

氏 名

岐阜県知事 様

第5号様式（第9条関係）

修学資金借用証書	
借 用 金 額	円
ただし、岐阜県特定診療科医学生修学資金	
特 定 診 療 科 名	
借 用 期 間	年 月 ～ 年 月
大 学 名	
上記のとおり借用しました。 年 月 日 貸付決定番号 第 号 住 所 氏 名 岐阜県知事 様	

第 6 号様式（第10条関係）

届 出 書

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者（本人）住所

氏名

連絡先（電話番号）

（メールアドレス）

P C:

携帯:

貸付決定番号 第 号

岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第10条 { 第1項
第2項 } の規定により、

下記のとおり届け出ます。

記

届 出 事 項	
届出事項の発生 年 月 日	
届 出 内 容	

添付書類

届出内容の欄に記載する事実を証する書類

第 1 項又は第 2 項のうち該当するものを○で囲むこと。

業 務 等 状 況 報 告 書

年 月 日

岐阜県知事 様

借受人（本人）住所

氏名

連絡先（電話番号）

（メールアドレス）

P C:

携帯:

貸付決定番号 第 号

岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 臨床研修に従事しています。	医療機関 の 名 称	
	医療機関 の所在地	
2 知事指定医療機関で特定診療 科に係る業務に従事しています。	医療機関 の 名 称	
	医療機関 の所在地	
	従事する 診 療 科	
3 知事指定医療機関以外又は知 事指定医療機関の特定診療科以 外で業務に従事しています。	医療機関 の 名 称	
	医療機関 の所在地	
	従事する 診 療 科	
4 その他		

備考

- 1 業務従事対象医療機関とは、岐阜県特定診療科医学生資金貸付規則第14条第1項の知事が指定する医療機関をいうこと。
- 2 上記1から4までのうち該当する番号を○で囲み、所要事項を記入すること。
- 3 現在の状況を証する書類を添付すること。
- 4 毎年4月1日現在の状況について記載すること。

第8号様式（第13条関係）

修学資金返還明細書				
返 還 金 額	円			
返 還 方 法	1 一括払い 2 その他（ 年賦・半年賦 ）			
返 還 期 間	年 月から 年 月まで	返 還 回 数	回	
1 回当たりの返還額	第 1 回	円	第 2 回以後	円
返 還 理 由	岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第13条第1項第 号該当			
この資金を借用し修学した期間	年 月～ 年 月 （ か月）			
上記のとおり、 岐阜県特定診療科医学生修学資金を返還します。 年 月 日 岐阜県知事 様 借 受 人 住 所 氏 名 電話番号 連帯保証人 住 所 氏 名 電話番号 連帯保証人 住 所 氏 名 電話番号				

備考

- 1 返還方法は、該当するものを○で囲むこと。

第9号様式（第13条関係）

修学資金返還方法変更承認申請書				
返 還 金 額	円			
返 還 方 法	現在	1 一括払い 2 その他（年 賦・半年賦）		
	今後	1 一括払い 2 その他（年 賦・半年賦）		
返 還 金 額 の 算 出	借 受 金 額		円	
	既 返 還 額		円	
	既 免 除 額		円	
	返還方法変更後の返還金額		円	
変更後の返還期間	年 月から 年 月まで		変 更 後 の 返 還 回 数	回
変更後1回当たりの返還額	第1回	円	第2回以後	円
変更しようとする理由				
上記のとおり、岐阜県特定診療科医学生修学資金の返還方法を変更したいので申請します。 年 月 日 岐阜県知事 様 借 受 人 住 所 氏 名 電話番号 連帯保証人 住 所 氏 名 電話番号 連帯保証人 住 所 氏 名 電話番号				

備考

- 1 返還方法は、該当するものを○で囲むこと。

第 10 号様式（第 15 条関係）

義務外勤務等承認申請書 年 月 日 岐阜県知事 様 貸付決定番号 第 号 住 所 氏 名 岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第 14 条第 3 項の規定による義務外勤務等をした いので、同規則第 15 条の規定により申請します。		
義務外勤務等の種別	岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第 14 条第 3 項 第 号該当	
義務外勤務等をしようとする 機関の名称及び所在地並びに 勤務する診療科	名 称	
	所在地	
	勤務する 診療科	
義務外勤務等開始予定年月日	年 月 日	
義務外勤務等終了予定年月日	年 月 日	
義務外勤務等をしようとする 理由		

備考 「勤務する診療科」欄は、義務外勤務等をしようとする機関が医療機関である場合に記
載すること。

義務外勤務等承認決定通知書		
		第 年 月 日 号
様		岐阜県知事 印
年 月 日付けで申請のあった義務外勤務等については、下記のとおり承認することに決定したので、岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第 16 条の規定により通知します。		
記		
貸付決定番号	第 号	
義務外勤務等をしようとする機関の名称及び所在地並びに勤務する診療科	名 称	
	所在地	
	勤務する診療科	
義務外勤務等開始予定年月日	年 月 日	
義務外勤務等終了予定年月日	年 月 日	
備 考		

第 12 号様式（第 16 条関係）

義務外勤務等不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 印

年 月 日付けで申請のあった義務外勤務等については、下記のとおり不承認と決定したので、岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第 16 条の規定により通知します。

記

理 由

第 13 号様式（第 17 条関係）

特定診療科変更承認申請書	
年 月 日	
岐阜県知事 様	
貸付決定番号 第 号	
住 所	
氏 名	
岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第 14 条第 5 項の規定による特定診療科の変更を したいので、同規則第 17 条の規定により申請します。	
従前の専門研修プログラム名	
変更後の専門研修プログラム名	
従前の特定診療科	
変更後の特定診療科	
特定診療科変更予定年月日	年 月 日
特定診療科を変更する理由	

備考 「特定診療科を変更する理由」欄には、特定診療科を変更することになった理由について、可能な限り具体的に記載すること。

第 14 号様式（第 18 条関係）

特定診療科変更承認決定通知書	
様	第 年 月 日 号
岐阜県知事 印	
年 月 日付けで申請のあった特定診療科の変更については、下記のとおり承認することに決定したので、岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第 18 条の規定により通知します。	
記	
貸 付 決 定 番 号	第 号
従前の専門研修プログラム名	
変更後の専門研修プログラム名	
従 前 の 特 定 診 療 科	
変 更 後 の 特 定 診 療 科	
特定診療科変更予定年月日	年 月 日
備 考	

第 15 号様式（第 18 条関係）

特定診療科変更不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事

印

年 月 日付けで申請のあった特定診療科の変更については、下記のとおり
不承認と決定したので、岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第 18 条の規定により通知し
ます。

記

理 由

修学資金返還免除申請書			
免 除 申 請 金 額	円		
免 除 申 請 理 由	1 岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第14条第1項に該当 2 岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第14条第6項に該当 3 岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第19条に該当 4 その他 ()		
免除申請理由に 該当する事実 (第14条第1項 に該当する場合 を除く。)			
借 受 金 額	円	既 返 還 額	円
既 免 除 額	円	返 還 額	円
理由発生年月日	年 月 日		
研修修了年月日	年 月 日		
上記のとおり、岐阜県特定診療科医学生修学資金の返還債務の免除を受けたいので申請します。 年 月 日 岐阜県知事 様 借 受 人 住 所 氏 名 電話番号 連帯保証人 住 所 氏 名 電話番号 連帯保証人 住 所 氏 名 電話番号			

(裏面)

在 職 し た 医 療 機 関	
期間	医療機関（臨床研修を含む。）
年 月から 年 月まで	医療機関名 電話番号（ ） — 所 在 地
年 月から 年 月まで	医療機関名 電話番号（ ） — 所 在 地 特定診療科名
年 月から 年 月まで	医療機関名 電話番号（ ） — 所 在 地 特定診療科名
年 月から 年 月まで	医療機関名 電話番号（ ） — 所 在 地 特定診療科名
年 月から 年 月まで	医療機関名 電話番号（ ） — 所 在 地 特定診療科名
年 月から 年 月まで	医療機関名 電話番号（ ） — 所 在 地 特定診療科名
年 月から 年 月まで	医療機関名 電話番号（ ） — 所 在 地 特定診療科名
県内臨床研修期間 合 計	年 か月
県内特定診療科業 務従事期間合計	年 か月

備考

- 1 添付書類は、次のとおりとする。
 - (1) 臨床研修及び業務に従事した医療機関の名称、期間等を証する書類
 - (2) 休職及び当該休職に係る期間を証する書類
 - (3) 死亡又は退職の理由及び当該死亡又は退職に係る年月日を証する書類
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 免除申請理由は、該当するものの数字を○で囲むこと。
- 3 免許取得後在職した医療機関・特定診療科等を全て記入すること。ただし、臨床研修期間中は特定診療科名の記載を要しない。
- 4 大学院在学期間がある場合は、「医療機関名」に当該大学院の名称を記入すること。

第 17 号様式（第 21 条関係）

修学資金返還免除決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 印

年 月 日付けで申請のあった岐阜県特定診療科医学生修学資金の返還債務については、下記のとおり免除することに決定したので、岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第 21 条第 1 項の規定により通知します。

記

貸 付 決 定 番 号	第 号
貸 付 金 額	円
貸 付 期 間	
免 除 金 額	円
備 考	

第 18 号様式（第 21 条関係）

修学資金返還免除不承認決定通知書

第 年 月 日 号

様

岐阜県知事

印

岐阜県特定診療科医学生修学資金の返還債務の免除については、下記のとおり不承認と決定したので、岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第 21 条第 1 項の規定により通知します。

記

理由

第 19 号様式（第 22 条関係）

修学資金返還猶予申請書				
猶 予 申 請 金 額	円			
猶 予 申 請 期 間	年 月 日	から	年 月 日	まで
猶 予 申 請 理 由	1. 在学 2. 疾病 3. 災害 4. その他（ ）			
この資金を借用 し修学した期間	年 月 ～ 年 月			
借 受 金 額	円	既 返 還 額	円	
既 免 除 額	円	返 還 未 済 額	円	
上記のとおり、岐阜県特定診療科医学生修学資金の返還債務の履行の猶予を受けたいので申請します。 年 月 日 岐阜県知事 様 借 受 人 住 所 氏 名 電話番号 連帯保証人 住 所 氏 名 電話番号 連帯保証人 住 所 氏 名 電話番号				

備考

- 1 猶予申請理由は、該当するものの数字を○で囲み、所要事項を記入すること。

第 20 号様式（第 23 条関係）

修学資金返還猶予決定通知書	
第 年 月 日	
様	岐阜県知事 印
年 月 日付けで申請のあった岐阜県特定診療科医学生修学資金の返還債務の履行については、下記のとおり猶予することに決定したので、岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第 23 条第 1 項の規定により通知します。	
記	
貸付決定番号	第 号
返還猶予金額	円
返還猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで
返 還 期 限	年 月 日
備 考	

第 21 号様式（第 23 条関係）

修学資金返還猶予不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県知事 印

岐阜県特定診療科医学生修学資金の返還債務の履行の猶予については、下記のとおり猶予することに決定したので、岐阜県特定診療科医学生修学資金貸付規則第 23 条第 1 項の規定により通知します。

記

理由